議案第４８号

木祖村表彰条例の一部を改正する条例について

木祖村表彰条例の一部を、別案のように改正する。
よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村表彰条例の一部を改正する条例案

木祖村表彰条例（平成6年木祖村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「、功労賞」を削る。

第4条第1項及び第9条中「一」を「いずれか」に改める。

第10条中「一」を「いずれか」に、「廃止し、また章の返還を命ずる」を「廃止する」に改める。

第11条第1項中「功労章、」を削る。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和8年11月23日から施行する。

（経過措置）

第2条　この条例の施行前に従前の規定により功労表彰を受けた者に対する特別待遇、並びにその停止及び取消し等については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

木祖村表彰条例（平成6年木祖村条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（功労表彰） 第3条　功労表彰は、次の各号の一に該当する者のうちから選考する。 (1)～(5)　（略） 2　前項の被表彰者には、功労賞、表彰状及び記念品を贈る。 （善行表彰） 第4条　善行表彰は、次の各号の一に該当する者のうちから選考する。 (1)～(3)　（略） 2・3　（略） （特別待遇の停止） 第9条　功労者が次の各号の一に該当したときは、その間、前条の待遇を停止する。 (1)・(2)　（略） （特別待遇の取消し等） 第10条　功労者が次の各号の一に該当したときは、第8条の特別待遇を廃止し、また章の返還を命ずる。 (1)～(3)　（略） （受章することとなった者が死亡した場合の措置） 第11条　委員会においてその年の被表彰者に決定された者が表彰日	（功労表彰） 第3条　功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。 (1)～(5)　（略） 2　前項の被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。 （善行表彰） 第4条　善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。 (1)～(3)　（略） 2・3　（略） （特別待遇の停止） 第9条　功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、その間、前条の待遇を停止する。 (1)・(2)　（略） （特別待遇の取消し等） 第10条　功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条の特別待遇を廃止する。 (1)～(3)　（略） （受章することとなった者が死亡した場合の措置） 第11条　委員会においてその年の被表彰者に決定された者が表彰日

以前に死亡したときは、功労表彰にあっては功労章、表彰状及び記念品を、また善行表彰にあっては表彰状、又は感謝状及び記念品をそれぞれ遺族に交付する。 2　（略）	以前に死亡したときは、功労表彰にあっては＿＿＿＿表彰状及び記念品を、また善行表彰にあっては表彰状、又は感謝状及び記念品をそれぞれ遺族に交付する。 2　（略）

議案第 48 号　木祖村表彰条例の一部を改正する条例について

1　改正理由

これまで功労表彰者には、功労賞（徽章）、表彰状、記念品の３点を贈っていたが、功労賞（徽章）については身につける機会がないため、贈呈品を２点に改めるもの

2　改正内容

功労表彰の被表彰者に贈呈品について、功労賞（徽章）を削除する。

併せて、条文中の「一に該当」を「いずれかに該当」に改める。

3　施行期日

令和８年 11 月 23 日